

「対話促進型ADR」に 取り組む司法書士



特集

「対話促進型ADR」に
取り組む司法書士

STORY

アラファイフA子さんの悩める日々
夫婦別姓、復氏の問題！

REPORT

東京司法書士会調停センター
「すてつき」の役割と今後

連載エッセイ

熟成する季節

鴻巣 友季子

幸福のヴィンテージ

私のお気に入り

近未来SFアニメ

『COWBOY BEBOP
天国の扉』

司法書士の情景

「対話促進型 ADR」 に取り組む司法書士

その「争い」、 “すてつき”に相談しましょう!

— 東京司法書士会 調停センター “すてつき” —

「あなただけがそんな風に
考えていたなんて知らなかった。」
「言葉解をしていた。」

「今回、話をしなかったら、
一生すれ違ひのすまじかったら、
悔いを出して話して良かった。」



話をしてみて「分かること」「理解できること」「納得できること」はたくさんあります。ただ、「もめごと」「紛争」の渦中にある当事者同士が直接話をするには、そう簡単なことではありません。とはいえ放置しておくことができず、いずれは解決をしなくてはならない「もめごと」「紛争」は、案外私たちの身近に存在します。例えば、遺産相続争い、賃貸借契約に関する紛争、職場でのトラブル、ご近所トラブルなど、経験した人も多いのではないのでしょうか。

問題に直面して「いろいろ考えてみた」「親しい人に相談をした」「勇気を出して相手に言ってみた」というように、何かしら行動を起こした人もいるでしょう。でも、それでも解決できない、どうしていいか分からない……。

そんなときは一人で抱え込まずに、東京司法書士会調停センター“すてつき”にご相談ください。“すてつき”では、非公開の場で、安心して話し合いができるように司法書士が話の交通整理などをしながら、双方が解決点を見つけるお手伝いをします。裁判とは違います。

もしかしたらお互いの気持ちを理解し、「初めて聞く言葉」に出合う場になるかもしれません。

争いごとや問題は「心の葛藤」の種！



ご安心ください、皆さんと
ご一緒に紛争を解決します！
東京司法書士会調停センター
すてつき

皆さんが抱える身近な紛争を裁判外で解決するお手伝いをしようと、東京司法書士会が東京司法書士会調停セン

ター「すてつき」を開設して5年。以来、相談、申し込み件数は徐々に増えています。

- 当センターへの相談内容は、現在までのところ、
- 遺産相続に関する争い
 - 成年後見、親の介護など親族間の問題
 - 賃貸借、不動産に関する紛争
 - 夫婦間のもめごと
 - 友人や親族間の金銭トラブル
 - 職場におけるトラブル

といったものが多く、事業者間の紛争、医療問題に関する相談もあります。

昨今では核家族化の進展以外に、親の認知症や遺産相続をする「子」の高齢化などの要因も加わり、親族間の問題でもご本人同士での解決が簡単ではなくなってきました。そのため今まで仲が良かった家族の関係がこじれていくなど、やっかいな方向へ進む場合もあります。しかし親族間の問題であるからこそ、なんとか穏便に解決したいと思う人や、賃貸借問題や職場でのトラブルにしても、なんとか解決して「次へ進みたい」と思う人は多いはずです。

「すてつき」は、利用者の方が納得できる解決点を見いだせるよう、司法書士が皆さんと一緒に問題を考え、紛

争解決のお手伝いをします。安心してご相談ください。

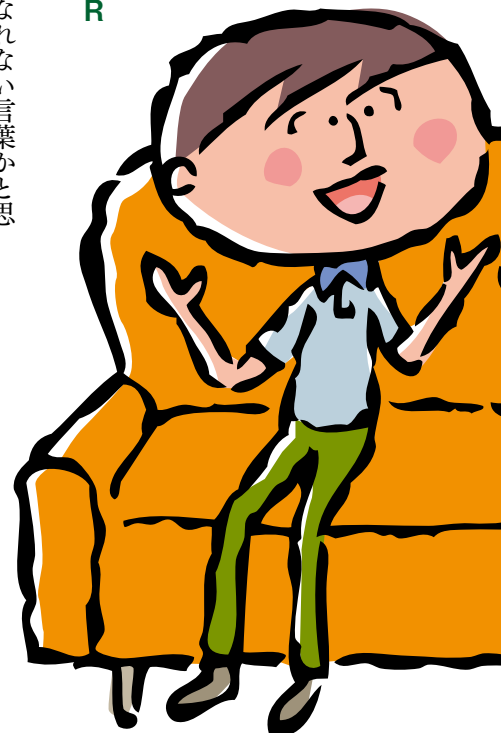
「すてつき」は対話促進型ADR

ADR……聞きなれない言葉かと思いますが、「裁判外紛争解決手続」を意味します。これは紛争を裁判によらないで、当事者以外の第三者が関与して解決を図る方法です。

主なADRには「調停」と「仲裁」がありますが、調停にも次のような種類があります。

《手法による分類》

- ① 対話促進型調停
調停人は、当事者双方が安心して話し合える環境を整え、問題点の交通整理をしながら対話を促進し、当事者自身の力で合意形成するのをお手伝いする。
- ② 評価型調停
最終的に当事者の合意により解決を図る点は①と同じであるが、その過程で調停人が専門家としての判断や評価を示すなどして、合意形成に積極的に関与する。



提供主体による分類

民間型 ADR	“すてつき”のような司法書士会、弁護士会、各業界団体などが行う
司法型 ADR	裁判所内で行う（民事調停、家事調停など）
行政型 ADR	独立した行政機関が行う（国民生活センター、紛争調整委員会のあっせんなど）

“すてつき”は、東京司法書士会が運営する、民間型のADR機関で、「対話促進型ADR」に取り組んでいます。

まずは話をお聴きするところから始まる

“すてつき”が行う対話促進型 ADR は、いきなり相手方と直接話をするわけではありません。調停に入る前に、「調停管理者」が申込人と相手方双方から「個別」に話をお聴きします。

- 争点になっていること
- 争いに至るまでの経緯・背景・原因

- 当事者の思いや実情
- 希望する解決法 など

これらをお聴きしながら、“すてつき”と双方との信頼関係を築きます。双方にとっても「直接話し合う前の準備運動」的な位置付けになります。

「用語」の説明

【当事者】

調停を利用される紛争の当事者。調停の申し込みをした人を「申込人」、その相手方を「相手方」と呼びます。

【調停管理者】

調停の前に事情をお聴きし、手続きの説明や日程の調整などを行う人。

【調停人】

調停を実施して、話し合いのお手伝いをする人。

“すてつき”へお電話でお申し込み！

“すてつき”で行われた調停で、現時点において不履行の案件はありません。皆さん、納得した解決策を見つけれられたのでしょうか。





参加することが
「意味のある時間」と
思っていただけのように

では、実際の対話促進型ADRをシナリオ版で紹介していきます。

おそらく「ここ」に至るまでに何度かお互い「話」はしたのでしよう。ただ、どうしても感情的になり、「話し合い」にならず結局放置してしまう。これが一般的な現実ではないでしょうか。

でも、できれば相手と向き合って話をした方が、後々良い結果につながる事が多いのです。単に「話す」のではなく、第三者（調停人）が介入することで「冷静に話し合い」ができる場、さらにはお互いの考えを尊重して解決を目指す場、これが「すてつき」が取り組む調停（対話促進型ADR）です。

では、「遺産分割」のケースを例に見ていきましょう。

出演：申込人 山崎夏子（妹）
相手方 和田茂樹（兄）
調停人 丸川

山崎夏子は、母親の晩年の世話や財産の管理をし、母が亡くなったのを機に遺産相続の手続きを兄に話したところ、兄は性急すぎると拒否。話が進まないため夏子は「すてつき」に相談。事前の聴き取りも終え、いよいよ調停です。非公開が守られる都内のある部屋。丸川が落ち着いた口調で開始します――

丸川 丸川が交互に二人の顔を見て続けます――
私は調停人の丸川です。お二人のお話し合いのお手伝いをさせていただきます。よろしくお願ひいたします。お話は順番に公平にお聴きしますので、相手の方が話されている際は、最後までお聴きいただき、途中で発言をされることのないようお願いいたします。そしてお互いを尊重し、誹謗中傷されることのないように、と思ひます。よろしいでしょうか。

丸川 丸川が交互に二人の顔を見て続けます――
では、まず申込人の山崎さんからお聴きします。先般亡くなられたお母さまの財産をお兄さまと分割したいということでしょうか？
山崎 はい、母は昨年9月に亡くなりましたが、最後は認知症が出て介護が大変でしたので、今は正直ホッとしています。兄はお葬式で喪主になっただけで、実際は何もしてくれませんでした。お前が全部お金を持っていったからじゃないか！
和田 何を言ってるの！それが不満だったら、早く遺産を分けた方がいいじゃない。納骨も済んで、一周忌も近いんだから。その方がすっきりするじゃないの。

1/5

ADR（調停）と裁判の違い

	ADR（調停）	裁判
公開の有無	非公開	公開
解決方法と強制力	当事者の話し合いで解決し、その内容に執行力はない。	裁判所の判決による解決で、執行力がある。
手続の進め方	当事者の意思を尊重して進められる。	法律に定められた手続きに従って進められる。
第三者の選任	当事者が調停人を指名することもできる。	裁判官を選ぶことはできない。

少々争いになっても、本音で話し合うことが解決への道筋

自己主張の強い人と弱い人、自分の意見をまとめることができる人とできない人、いろいろな人がいます。でもどんな人でも、心の中では言葉にならないたくさんの思いを抱えているはず。そのような声に耳を傾け、話をお聴きするのが調停人の役割です。

場合によっては、実際の調停に至る前の個別の聴き取りの段階で、問題が解決することもあります。隠れた事情などを率直に話し合うことができれば、少々言い争いになっても、本当に求めているものが見え、相互理解が進み、解決の可能性が出てきます。

もめごとや紛争を「話し合いで解決したい!」と思っただ方、さっそく「すてつき」へご相談を!

—早くも意見が対立、丸川はあくまでも「話し合い」の雰囲気を
つくります—

丸川 山崎さんが早く分割したいとおっしゃる理由をお聴かせいただけ

ますか。

和田 早くお金がほしいんだろ。

山崎 違いますよ。私の苦勞も知らないでよくそんなことが言えるわね。

和田 お前の方こそ、お袋の一周忌前に遺産分けの話なんて親不孝もい
いところだ。

山崎 介護もちゃんとしなかったお兄さんの方が親不孝じゃないの。

—どんなに双方がもめても、丸川は調停人として必要な「第三の目」
で見るところを忘れません。「第三の目」とは、双方の反応、話を区
切るところ、話を続けるかどうか、焦点がずれていないかななどを
考える「目」です—

丸川 ちょっとよろしいですか。山崎さんが遺産分割を急がれるご事情
をお話いただけますか。

山崎 はい。母の介護をしながらずっと、3年以上も母のお金は出納帳
を付けて管理してきました。この役目から一刻も早く解放されたい
んです。

丸川 なるほど。親子でも人の財産管理は気苦勞が多いですよ。山崎
さんは3年前からお母さまの介護もされていたのですね。

山崎 はい、食事もトイレも一人ではできないし、入浴も半日がかりで
した。それなのに、兄はほとんど私に押し付けて、たまにしか来
なかつたんです。

和田 そんなに大変なら、ヘルパーを頼めば良かったんだ。
ヘルパーさんだって、24時間見てくれるわけじゃないのよ。

—丸川が一度話を区切って、今度は相手方に話を促します—

丸川 今、妹さんからお話を伺いましたので、次に和田さんのお考えを
お聴かせください。

和田 なんだか妹は自分ばかりが大変だったように言いますが、誰も母
の財産を管理してくれと頼んだ覚えはないし、そんなに大変なら
言ってくればいいんだよ。第一、私は母の財産を正確には知ら
ないんですよ。だから母のお金を管理していたと言われても、怪
しいもんだ。

山崎 私、お母さんのお金、1円だって無駄にしてないわよ。ごまかし
ているみたいに言わないで。
和田 言われても仕方ないだろう。

—丸川が間に入って、視点を変えます—

丸川 お二人とも落ち着いてください。ここで、これまでの財産管理に
ついて、順番にお話をお聴きしたいと思います。よろしいです
か？ それでは山崎さんは、お母さまの財産をどのように管理さ
れていたのでしょうか。

—丸川は山崎さんに出納帳や通帳の提示をお願いし、和田さんに見
せたところ、山崎さんの誠実な管理を理解してくれました。そ
の上で和田さんは、「母親の財産内容を初めて知った」「大変だっ
たら相談してほしかった」と主張。しかし、介護を手伝わない兄
に財産管理は任せられないと山崎さんは応酬します。

丸川はお互いが思っていることをできる限りお話しいただくよ
う努めます。次は、遺産分割について双方の希望をお聴きします。
しかし、ここでまた意見が対立。山崎さんは家を処分してお金に
したい、和田さんは思い出があり、法要にも使いたい家の処分を

拒否。すると山崎さんから、不動産を兄、現金・預貯金を自分が相続すると提案。和田さんはそれにも反対し、その後、相続とは少し離れた話になっていきますー

山崎
お兄さんは結婚の時も自宅を買う時も両親から援助してもらったじゃない。私は何もしてもらってないのよ。長男というだけでいつも両親から大事にされて、学校だってお兄さんは東京の大学に入れてもらい、私は専門学校でした。そのくせ介護は私を頼る……。だからずっと不満でした。実家にはあまりいい思い出がないので売ってお金に換えたいんです。

—丸川は相続以外の今まで語られなかった言葉を受け止め、相手方の言葉を待ちます—

丸川
山崎さんは今までのご両親の兄妹への対応に差があるのに、介護のご負担だけは背負わされて、ご不満が募っていたということですね。

(沈黙)

和田
妹の思いを初めて知りました。でもな、俺だって長男だからいろいろ厳しく言われてたんだ。本当は写真がやりたくて、写真の専門学校に行きたいと言ったら、親父にぶん殴られたんだ。俺は自由なお前がうらやましかったんだよ。

山崎
そんなこと思ってもいなかったわ。それにお兄さんが写真が好きだったとは……。

和田
親父もお袋も夏子を大事に思ってたよ。お前が就職して、親父から「夏子に何かあったらお前が助けてやれよ」って、よく言われたよ。娘はかわいいんだ、と思っただもんだよ。

山崎
私、今日まで何も知らず、自分だけが損をしていると思ってました。

和田
本当に恥ずかしい。

山崎
それは俺も同じだ。遺産分割を決めたのも、これから法要の際には家も金も必要だと思っただから……お前は分かってくれてると勝手に思ってたんだよ。

山崎
でもね、お兄さん、家を置いておいても管理費がかかるのよ。もう一度考えてもらえないかな。

—お互いの気持ちを分かり合え、結局和田さんは家の処分に同意します。そして丸川が「不動産を金銭にして二分分、現金・預貯金も二分分」と確認したところで山崎さんが発言しました—

山崎
あの、預金は2分の1、家売ったお金は、兄が6割、私は4割でいいです。兄には両親の墓などを守ってもらいますから……本当は最初からそのつもりできました。

和田
ありがとう、助かるよ。

丸川
では、その内容で遺産分割協議書を作成しましょう。よろしいですか。

山崎
はい。

和田
はい。

—2回の話し合いの結果、遺産分割の合意ができました—



合意で終わりじゃない 合意後にもう一つ「山」がある

民間ADR機関における調停合意書には裁判のような執行力がないので（仲裁には執行力があります）、合意内容が守られなかったからといって強制執行をすることはできません。

だからこそ、「すてつき」では利用した方が納得した上で合意することを目標にしているのです。そのため、急いで合意終了としない場合もあります。「合意に至ったので、今日で終了します」となった翌日以降に起こりうる問題が残されていないか、あるいは本当にこれで問題が根本から解決できたのかと熟慮した上で、場合によっては一応の合意ができたとしても、予想されるその他の問題が解消されるまで調停を続けます。

「対話」を支える「すてつき」

顔を合わせたくない相手と対峙しなくてはならないことへの不安から、調停を尻込みしたくなる人もいると思います。

でも、人は「支え、支えられて」社会生活をしています。見えない「杖」の支えがあれば、自分の思いを話せる

のではないのでしょうか。すてつきは、悩んでいる人に寄り添い、争いごとや問題に向き合うお手伝いをしたいと考えています。安心してご相談ください。

語られなかった言葉を聴く、それが対話促進型ADR（調停）

調停には終了後にもう一つドラマがある、とある調停人は言います。

それは対立していた人同士が、調停終了後には新たな人間関係を育むドラマです。握手をして帰る人たち、対立していた弟の背中を見ながら「うれしくて」飲んで帰ります」と言う人、「今日からまた始まる」と心新たにする人……すべてドラマ、ではなく現実です。

長い間、語られなかったことを語り、お互いの掛け違ったボタンを直して、気分一新して出直す。このお手伝いをするのが「すてつき」が取り組む対話促進型ADRです。



「追伸」兄妹、その後……

その後、和田さんと山崎さん兄妹は家族ぐるみでの付き合いが始まり、一周忌だけは自宅で行い、その後すぐに不動産を売却。その登記関連の手続もすべて無事に完了しました。

兄妹の新しい関係が築けたようです。ただし、以前にも増して兄妹ケンカになることも……〇〇ケンカは犬も食わない!? ご両親も安心していらっしゃることでしょ。 (完)

最後になりましたが、ADRに必要な費用と書類について説明しておきます。

“すてつき”の調停費用（手数料）

- 調停依頼手数料 10,500円
最初の申込時に申込人が負担。
※相手方が不応諾の場合、必要経費を除いて返還されます。
- 調停実施手数料 各 5,250円
1回の調停に付き双方それぞれが負担する金額。

“すてつき”の調停に必要な書類

- 調停依頼書
- 当事者が法人であるときは、代表者の資格証明書
- 代理人に委任するときは、委任状

合意成立手数料

合意成立の価額	合意成立手数料の額
140万円以下	3万円
140万円超～300万円以下	3万円+（合意成立の価額-140万円）×5%に相当する額
300万円超～1,000万円以下	11万円+（合意成立の価額-300万円）×3%に相当する額
1,000万円超	32万円+（合意成立の価額-1,000万円）×1%に相当する額

注1. 1,000未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

注2. 上記により算出された合意成立手数料の額は、消費税に相当する額を含む。

《参考》

東京司法書士会ホームページ / 『faro』 vol.21 / 国民生活センターホームページ / 全国青年司法書士協議会

アラフィフA子さんの悩める日々 夫婦別姓、復氏の問題！

今回はADRのお話でした。

さて、5月に夫婦別姓についての判決が出ました。今後も注目すべき問題です。なぜって、実は、私A子は離婚歴あり。結婚前は、彼氏の名字が変わることもうれしくて「○○A子」なんて練習したりしたのですが、困ったのは離婚の時です。「氏」をどうするか……。

離婚の際は、婚姻中の名字をそのまま使うか、結婚前の名字に戻ること（復氏といいます）もできるとのこと。離婚に至るまではケンカばかりでしたが、いざ離婚が決まると「戦友」とも思え、相手が再婚してないなれば、今でも本当なら一番良い友人になれるかもしれない。ですから、彼の名字をそのまま使うことにも抵抗がなく、会社の名刺や運転免許証も何か書き換えなければならぬのは相当面倒なので、そのまま結婚前の氏には戻りませんでした。はじめから夫婦別姓だと、こういう問題

も起こりません。顧問司法書士の愛

さんによると、例えば子どもがいて、女性が元の名字に戻れば子どもと名字が違うというやっかいな事態も起こり得るそうです。私たち夫婦には子どもがいなかったのですが、この類の問題はなかったのですが……。ただし、復氏した場合でも3カ月以内なら、また夫の氏に戻れます。その反対は、認められていないので、要注意です。

ところで、アラフィフのあたくしたち、このごろ同窓会が盛んです。先日、同窓会で再会したクラスメイト男子からメールがありました。「今度、少人数で飲もうよ。あつ、でもご主人がいるから、なかなか夜は出られない?」「ご主人?」(^^;) 同窓会名簿の私の欄に「旧姓◎◎」とあった。だからなのか。そういえば、他の同窓会で、その後のお誘いがなかったのは、私を既婚者と思ってるからなの? 「あたし、結婚してな

いの、今は」
慌てて返信。

でも、今後再婚すると、このままの法律だと私は名字を変えなきゃなんないの? またまた名字が変わる?? いや、彼が私の名字にしてくれればいいのか? 妄想は続きます。

One Point!! 司法書士・愛さんの

現在、民法では婚姻中は夫婦どちらかの氏を名乗ることになっていますが、これについて、国を相手に損害賠償を求めた訴訟の判決が5月29日に東京地裁であり、違憲でないと言われました。原告は控訴中。

愛さん：離婚や親権などのめもごとは多いです。こういった問題も東京司法書士会の調停センター“すてつき”にご相談ください。その他、近隣との騒音問題、家賃の未払い問題、家庭内問題、地域での問題、学校や職場での問題、労働問題などなど、一人では解決できない問題にぜひご活用くださいね!



倉石裕子 = Text
Bunka = Illustration

東京司法書士会調停センター

“すてつき”の役割と今後



「すてつき」
開設5年
一貫して
話し合いによる
解決のお手伝い

東京司法書士会調停センター「すてつき」は、「民事に関する紛争」を和

解の仲介という方法により解決を図る民間ADR機関として、平成20年に法務大臣より「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律（ADR促進法）」に基づいて全国で22番目に「認証」を受け、開設されました。

「すてつき」の相談者は徐々に増えてきていますが、ADRは裁判に比べるとまだまだ認知度が低いというのが現状です。開設当初、ADRの特徴として「解決までの時間が早い」「裁判に比べて費用が安い」という点がクローズアップされましたが、そう言い切ってしまうと実態とはそぐわない場合もあります。

東京司法書士会の調停センター「すてつき」では、説得などで解決を急ぐのではなく、あくまでも当事者双方が納得できる解決を目標にしています。利用した方に多少時間がかかっても「話し合いをして良かった!」と思っただけのように、相互理解を深め、当事者自身の力で問題を解決するお

手伝いをしています。

裁判とは
概念が違う

対話促進型ADRは、裁判や仲裁のように第三者の評価や判断によって紛

争を解決するのではなく、話し合いと合意により紛争を解決する、当事者主体の紛争解決手続きです。過去の清算よりも「将来」に重きを置き、表面に現れた要求だけでなく、その背後にあるご本人の思いや事情を含めた問題について、当事者のニーズに沿った解決方法を探します。裁判のように、法律要件に関係する事実だけを取り上げ、それを法に当てはめて結論を出すという解決方法ではありません。そして、ADR促進法に基づく民間ADR機関での合意に強制執行ができる効力（以下「執行力」）はありません。しかし、執行力があっても本人同士が納得していなければ、本当の解決とは言えないのではないのでしょうか。この「本人同士の納得」を対話促進型ADRは重要視しているのです。

また、ADRでは訴状のような難しい書面を書く必要はなく、時間や場

所も比較的に自由に選択ができます。その上非公開ですから、親族間や知人・友人間のもめごとの他、外部に知られたくない企業間や企業内のトラブルにも適しています。

ADRとは
異なる裁判所の
調停の特徴

裁判所の調停は、

● 裁判所の中で行われる

● 別席方式（調停委員が

当事者から交互に話を聴いてそれを相手方に伝える方式）で行われることが多い。

● 合意後に作成される調停調書は判決と同等の効力があり、調書に基づいて

愛称“すてつき”、名前の由来

この愛称は、一般公募の中から選ばれました。

東京司法書士会調停センターの目指す対話促進型ADRにおいて、利用する方たちと調停人が、共にステキな関わり方ができるようにとの願いが込められています。また一般の方に覚えてもらいやすく、優しい感じで親しみの持てる平仮名表記を採用しています。

東京司法書士会調停センター

“すてつき”

TEL 03-3353-8844

平日=午前9時~正午、午後1時~5時
(祝祭日を除く)

※ただし、「調停」は土曜・日曜・祝祭日を含む
午前9時~午後8時まで可能です(裏表紙参照)。



強制執行ができるという特徴があります。ただ、民事調停もあくまでも双方の話し合いによって解決へと導きます。

東京司法書士会
調停センター
“すてつき”
利用者の感想
(一部抜粋)

- ◆自分たちだけでは話し合いなどできませんでした。
 - ◆冷静に話し合いができるように段取りをしていただきました。
 - ◆トラブルは最初は小さくても、どんどん大きくなるので、ADRは早期解決につながると思いました。
 - ◆どこが問題なのか冷静に指摘していただき、自分も反省し、我に返ることができました。
 - ◆調停担当の司法書士が、根気よく話をつなげてくれ、くじけそうになると勇気づけてくれました。
 - ◆双方の話を十分に聞き、公平に話を進めてくれました。
 - ◆調停が不調に終わっても、東京司法書士会から司法書士を紹介してもらえ、制度があり、助かりました。
- 中には、「納得のいく話し合いができなかった」「調停人のスキルが未熟

だった」「進捗状況が分かりづらかった」「申し込み時の説明が不足していた」といった感想もありました。皆さんからのご意見を真摯に受け止め、今後に生かしたいと思います。

「第三の目で見ること」ができる
“調停人”を育成する

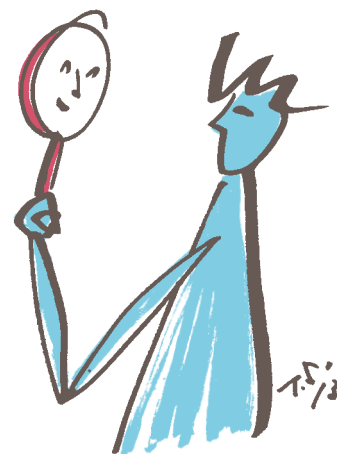
東京司法書士会調停センター“すてつき”を利用して良かった!」と思っ
ていただくためには、調停人のトレーニングが不可欠です。なぜなら、対話促進型ADRにおける調停の良し悪しは、調停人の質にかかっているからです。
“すてつき”では、司法書士が調停人に適する人材になれるよう日ごろから参加型のロールプレイング、傾聴技法、疑似体験など、さまざまなトレーニングを行っています。調停に参加する人が実際のよう感じられるかを体験することが大切だと考えているからです。また、調停人が自分自身の関心や枠組みに沿って聴いたのでは、本当にお聴きしたことにはなりません。さらに調停人は、調停に参加された方の言動や様子にアンテナを張るとともに、自分自身の言動がどう影

響を与えるかについても常に意識する必要があります。
「第三の目」で見る力が備われば、利用者の満足につながると信じております。

“すてつき”の
これから

“すてつき”
では、当事者中心の考えに基づき対話促進型ADRを実施して
います。残念ながら利用者の皆さんへの認知度はまだ「高い」とは言えません。しかし前述したとおり、現実には親族間・夫婦間、さらには知人・友人・隣人間のトラブル、賃貸借契約や不動産に関する紛争、職場のトラブルなどさまざまな問題が存在し、しかもこれらの紛争の背後には感情や人間関係、経済的事情などが複雑に絡まりあっているというケースが多くあります。これらの問題を当事者の対話を通じて一つひとつ解きほぐし解決を図ろうとするのが対話促進型ADRです。
今後、東京司法書士会調停センター“すてつき”を一人でも多くの皆さんに知っていただけるよう、広報をしていきたいと思っております。

幸福の ヴァレンタージュ



幸せってなんだだろう？ あるいは、不幸ってなんだだろう？ 不幸は、現在、多くの病気が治せるように薬や医療で「治せる」ものだろうか？ 幸福論はアリストテレスの古代からあり、多くの書物は「幸福とは他人と比べられるものではない」と言う。

実際、「幸福の相対的条件」と「幸福の体感指数」がびつくりするほどかけ離れているのは、近年の調査結果にも表れている。経済協力開発機構（OECD）が二年前から始めた「世界幸福度ランキング」では、「住宅」、「家計所得」、「雇用」などの十一項目で幸福度が評価され、2013年の一位はオーストラリア、以下、予想にたがわず北欧やカナダ、イギリスが強い。日本は二十一位。ところが、米国ギャラップによる同年の調査ではランキングは一変する。「心的ストレスがない」「微笑みがたえない」などの精神面にフォーカスしているのだ。一位から、コロンビア、マレーシア、ブラジル、サウジアラビア、フィリピン、フィンランド、アゼルバイジャン、ペルー、スイス、アイスランド、エクアドル、アルゼンチン……と、今度には中南米が強くなり、内戦の絶えない国も入っている。ほら、やっぱり幸福って物質面での優劣じゃないんだ

よ、心の問題なんだよ。ということになるだろうか？

そんなことを考えているときに、アメリカ文学の雄リチャード・パワーズの最新小説『幸福の遺伝子』を読んだ。人々の幸福度は遺伝子レベルですでに決まっているという刺激的な説をもとに書かれた作品だ。事実、この作品の後に、「人間の幸福は脳内でセロトニンを伝達する対立遺伝子のタイプで左右される」などの諸説が発表され、科学を予言する形になった。

本書では、凄惨な内戦経験を経たアルジェリア出身の女子学生がいつでも笑顔で幸福感をふりまいており、「幸福の遺伝子」の持ち主と目される。「幸福とは人それぞれの心のありようだ」というのが真実なら、いつでも「ハッピーな気分」でいられるよう遺伝子を操作してしまえば、人類はみんな幸せになれるはずだ……ここで、実在のゲノム研究者クレイグ・ヴェンターを彷彿とさせる科学者が登場して、全米で大論争が巻き起こる。そう、人の幸福を決めるのは、頭でも体でもない。スベックの高さや他人との比較でもない。「気分なのだ！？」なるほど、「幸せは各自の心のもちよう」ならば、ハッピーな気分になった者勝ちである。若いころ飲み会で

とつと酔っ払って楽しむが勝ちだったように。ここでわたしが思いだしたのは、植物学者でワイン評論家のジェイミー・グッドが被験者の脳に電極をつけてワインを飲ませるといふ実験。脳のどの野がどう反応するか分析したのだ。ということは、たとえば1949年のシャトー・シユヴァルブランを飲んだ反応を電子記録にしておいて、それを脳内再現できれば、何度でも至高のワイン体験ができるのではないかと！

いや、これはすごい。じゃあ、プロポーズされて感激したときの脳反応を記録しておいて、夫婦仲がまずくなるたびに再生すれば、結婚生活も安泰だし、ホルルマラソンで自己ベストタイムを更新したときの高揚感をリプレイすれば、走らなくても達成感ばっちり。幸せなんてあくまで気分なのだから……。

しかしこの幸福の形に欠けているものがあるとすれば、記憶と記憶による気持ちの変化だろう。至高のワインの感動も、マラソンの高揚感も、それは記憶のなかで再生されるたびに色合いが移ろうはずだ。年齢とともに意味合いを変えていくはずなのだ。最初の興奮や感激は和らぐかもしれない、より熾烈になるかもしれない、ひょっとしたら後の人生のパスpekティブのなかで、悲しいエピソードに成り果てるかもしれない。

いずれにせよ、ひとつの幸福が自分の記憶のなかで変わっていく、熟成していくこと自体が、また新たな幸福の形と言えないだろうか？

科学で手に入らない幸福、それは幸福がいつ消えるかもしれないというスリルと隣り合わせにある。ちなみに、古代から神さまがときどき人間界に来て、人間と交わるのはなぜか？ 人とのセックスには、永遠の命をもつ神には決して手に入らない死の予感があり、それがたまらない戦慄を誘うからだという説もある。

鴻巣 友季子 (こうのす ゆきこ)

1963年東京生まれ。翻訳家。訳書にエミリー・ブロンテ『嵐が丘』（新潮文庫）、ヴァージニア・ウルフ『灯台へ』（河出書房新社）ほか多数。文芸評論家・エッセイストとしても活躍、『全身翻訳家』（筑摩文庫）、『本の寄り道』（河出書房新社）、『熟成する物語たち』（新潮社）、『孕むことば』（中公文庫）『翻訳教室 はじめの一步』（ちくまブリーマー新書）など多くの著書がある。



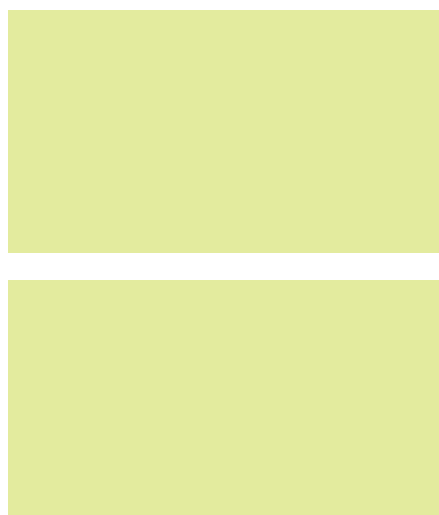
『COWBOY BEBOP 天国の扉』
Blu-ray・DVD 発売中 / 販売元：バンダイビジュアル
(c) サンライズ・ボンズ・バンダイビジュアル

【時は2071年。人類は地球を離れ、火星や別の惑星に移住していた。主人公・スパイクとその仲間、宇宙船・ビバップ号に乗り、太陽系に跋扈する犯罪者を捕まえては賞金を稼ぐカウボーイ(賞金稼ぎ)。今、彼らは火星の人間を滅ぼそうとするバイオ・テロリストを追って、街を奔走中だ。ハロウィン・パレードに集まった何万人もの命は、カウボーイたちに託されたも同然だった……】

なぜか惹かれる、やさぐれカウボーイ

『COWBOY BEBOP 天国の扉』は、2001年に劇場公開された作品です。オタクというほどではないけれど、アニメは好きなほうなので、テレビ放映されていた『カウボーイビバップ』もよく見ていました。この劇場版は、僕の座右の(?) 1作といえるかもしれません。テロリストを追いつめる主人公たちは、人類を救うヒーローのように思うでしょう。でも、これが全然違う。僕から見れば、スパイクは多少腕っぶしは立つが無敵ではなく、貧乏で食べるために賞金稼ぎをやっているようなあまりタチの良くない「野良犬」といったところ。仲間間は仲間、友情や信頼とは縁遠いだらしない奴らです。火星はどこか閉塞感のある、嘘、裏切り、情報操作や汚職などが蔓延するロ

近未来 SF アニメ 『COWBOY BEBOP 天国の扉』



島田辰也 さん (武蔵野支部)

今年で開業7年目。仕事の中心は、やはり不動産登記、商業登記、訴訟関連になりますね。基本「来るものは拒まず」の姿勢で、地元根付いて活動中です。どなたのどんな相談にも乗ってあげられる、親しみやすい司法書士を目指しています。

クでもない世界。現代社会をつくり。このダメさ加減に、逆に共感や親近感を覚えてしまうんですね(司法書士的には、認知症の老人たちが登場する辺りなど特に)。中でも、スパイクが九死に一生を得るシーンで言った言葉は、すごく心に響きました。「初めて身震いするほどの恐怖つてのを味わった。ほんの少し何がずれていたら、俺は死んでた」仕事をやっていけると、こういう危ない思いをするときが必ずあります。何か一つ間違えただけで、「この商売終わる」という危ない瞬間。きっと皆さんもお分かりになるんじゃないでしょうか。他にも実生活で思い当たるような、自らを投影できるようなセリフが随所にちりばめられていて、相当脚本がしゃれている。ニューヨークの摩天楼やスラム街を彷彿とさせる克明な描写や、場面にマッチした音楽もクール。キアヌ・リーブス主演で実写版を撮るとい話があったというのもうなすけません。見終わると、気持ちがあほぐれ、スパイクのように肩肘張らないで生きていこうと思えてくる。何かのコピーじゃないけど「このロクでもない、素晴らしき世界!」って気に不思議となってくる。僕も、市民の皆さんの気持ちをこんなふうに乗にしてあげられたら、って思いますね。

(談)

司法書士の one day one scene 情景

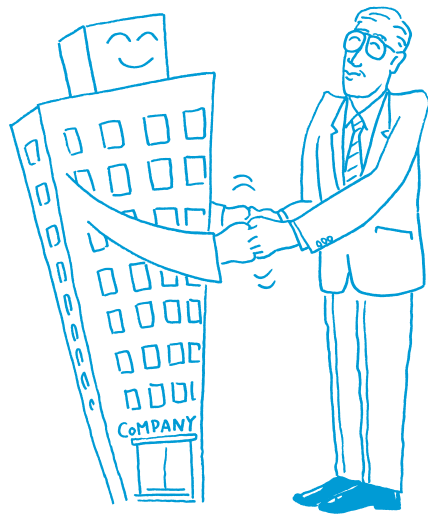
scene 34

金子登志雄=Text
Takashi Sudo=Illustration



司法書士を開業してか
ら16年以上が経過しましたが、会社役員および執筆業と兼業とはいえ、いまだに補助者もなく気ままな一人事務所での生活は私くらいでしょうか。

にも携帯電話やノートPCで即応していますので、**便利なコンビニエンス司法書士**と思われているのかもしれない。私も24時間年中無休の自動販売機商法を標榜しています。これも**会社**法および商業登記専門で、顧客のほとんどが会社



動きは、M&Aコンサルティングや役員を務める会社の上場経験を活かした合併契約書の作成から議事録案の作成まで、新しい法律に基づきアドバイスするもの。それから、**新時代の司法書士**として若い世代の司法書士からも歓迎してもらえました。



司法書士が会社法などの実体法の解説本を出版するなど考えられなかった時代に、『これが新商法だ!』と学者や弁護士著作に**対抗意識丸出し**の題名で出版したのも、うまく時流に乗れて大成功に終わりました。いまでは**会社法手続は司法書士**という世間の評価がだいぶ浸透いたしました。それに少なからず貢献することができたと自負しています。

自宅の抵当権抹消さえ同業者に依頼したほど徹底した会社法・商業登記専門のため、平素は相談業務中心です。作業が必要な仕事でも執筆活動と同様に深夜や土日も可能であるため、日々時間

だからできることでしょう。相手が会社であれば、電話やメールでの説明で済むことが多く、人手も体力も要りません。運動嫌いの私にはぴったりです。**開業**したのは平成8年12月でした。昭和62年からM&Aや企業法務の世界にいましたので、登記のことはある程度分かっていました。

幸運にも、開業翌年の平成9年の**独禁法改正**による持株会社の解禁および合併法制の見直しから平成18年の会社法の施行に至るまでの相次ぐ**商法・会社法の改正の波**にうまく乗れました。

に追われることもありませぬ。まるで**時たま用心棒業**を営む長屋の浪人のような必要な時にだけ行動する司法書士生活ですが、もう還暦も過ぎ、サラリーマンなら定年退職している身ですから、こんな好き勝手も周囲が許してくださるのでしよう。**日々感謝**の気持ちだけは忘れませぬ。



INFORMATION

成年後見制度って、なに？

成年後見制度に関するさまざまなギモンや悩みに、司法書士がお答えします！

高齢者・障害者のための 成年後見相談会(無料)

～9月から11月にかけて
東京都内各地区で開催～

- ・定期預金の解約や相続の手続きをしようとしたら、「成年後見制度を利用してください」と言われたけれど、どんな制度なの？
- ・「任意後見と法定後見」聞いたことはあるけれどよく分からない…どこが違うの？
- ・成年後見制度を利用するには、どうしたらいいの？
- ・後見人は何をやるの？
- ・私でも後見人になれるの？
- ・家族以外の方が後見人になるって、ちょっと心配…。
- ・障害のある家族がいる。今は私が世話をしているけれど、万が一のことがあったとき、どうしよう…
- ・「老いじたく」、「終活」…最近よく聞くけど、私の場合、具体的にはどうしたらいいのかな？
- ・遺言って、書いた方がいいの？

成年後見制度に関することや、相続・遺言などでお困りのこと、思い切って相談してみませんか？
お気軽にお越しください。

- 主催 公益社団法人
成年後見センター・
リーガルサポート東京支部
- 共催 東京司法書士会

※各地区での開催日時・会場の詳細のご案内は公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部事務局まで。
URL: <http://www.ls-tokyo.jp/>
電話: 03-3353-8191

(お問い合わせ時間: 平日午前9時～正午、
午後1時～5時まで)

次号2013年冬号予告 「おうちの問題」

NHKは

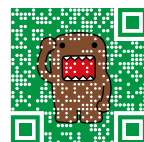
みなさまの受信料で
支えられています。



NHK受信料のお支払いは口座振替またはクレジットカード継続払をご利用ください。

パソコンから www.nhk.or.jp/jushinryo/
携帯から [メニュー](#) ▶ [TV](#) ▶ [NHK](#) ▶ [受信料の窓口](#)
フリーダイヤル **0120-151515**

午前9時～午後10時
土・日・祝日は午後8時まで
お客様がお使いの電話から上記のフリーダイヤルをご利用になれない場合は、**050-3786-5003**
(午前9時～午後9時 土・日・祝日は午後8時まで)をご利用ください。 *番号のおかけ間違いにご注意ください。



あなたとともに、赤十字。

日本赤十字社は、医療・血液・社会福祉事業等幅広い活動を展開しています。



やさしい気持ちが
みんなを救う

日本赤十字社東京都支部に対して会費(社費)・寄付金のご協力をいただくと、特定寄付金や指定寄付金など、税制上の優遇措置が受けられます。詳しくはパンフレット、ホームページをご覧ください。

+ 日本赤十字社東京都支部
TEL.03-5273-6741 <http://www.tokyo.jrc.or.jp>

皆様からいただく会費(社費)と寄付金が赤十字の活動を
支えています。

ファースト 司法の窓

2013年9月4日発行 定価 100円
発行人 東京司法書士会
〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3
TEL.03-3353-9191

編集人 倉石 裕子
編集 森澤 篤/小林 慎

デザイン・制作 (株)アイデス・プランニング
印刷 あかつき印刷株式会社

編集後記

鴻巣さんエッセイは、「幸福のヴィンテージ」でした。悲しいことややつらかったことも、時がたつて笑い話になる、という「悲しみのヴィンテージ」もありそうです。ただ、争いごとは放っておいても、幸福に熟成することは難しいのでは？ どうぞ東京司法書士会の“すてっき”にご相談ください。

Y.K

東京司法書士会 無料法律相談

あなたの人生の
いろいろな場面で
司法書士が力になります。

面談による法律相談

東京司法書士会総合相談センター(四谷)

〒160-0003
東京都新宿区本塩町9-3

お問い合わせ

平日午前9時～正午、午後1時～5時 ※祝祭日を除く

03-3353-9205 (予約制)



- ・ JR中央線四ツ谷駅 四ツ谷口 徒歩4分
- ・ 東京メトロ丸ノ内線 四ツ谷駅 出口2番 徒歩4分
- ・ 東京メトロ南北線 四ツ谷駅 出口2番 徒歩4分

相談日時
月・水・金……………午後4時～7時
火・木……………午後5時～8時
土……………午後1時～4時

相談内容
当番司法書士相談／多重債務相談／成年後見相談／訴訟に関する相談／不動産登記相談／会社法務相談

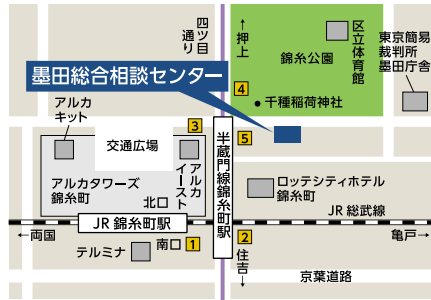
墨田総合相談センター(錦糸町)

法テラス指定相談場所
〒130-0013 東京都墨田区錦糸4-14-4 KOKUBOビル1F

お問い合わせ

平日午前9時～正午、午後1時～5時 ※祝祭日を除く

03-3353-9205 (予約制)



- ・ JR総武線錦糸町駅 北口 徒歩2分
- ・ 東京メトロ半蔵門線 錦糸町駅 出口5番 徒歩1分

相談日時
月・火・水・木 午後1時～4時

相談内容
訴訟に関する相談／その他の法律相談
女性司法書士による子どもと女性のための相談(木のみ)

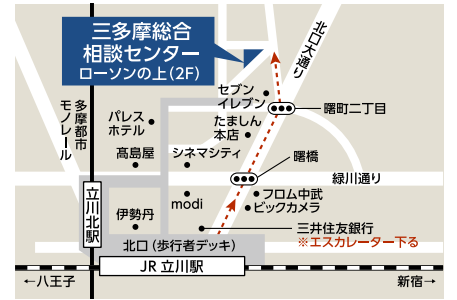
三多摩総合相談センター(立川)

〒190-0012
東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル202-A

お問い合わせ

平日午前9時～正午、午後1時～5時 ※祝祭日を除く

042-548-3933 (予約制)



- ・ JR中央線立川駅北口 徒歩6分
- ・ 多摩都市モノレール立川北駅 徒歩5分

相談日時
水 午後5時～8時
土 午後1時～4時

相談内容
訴訟に関する相談／
不動産登記相談／会社法務相談／多重債務相談
訴訟に関する相談／
不動産登記相談
／会社法務相談／
成年後見相談

当番司法書士による法律相談

東京司法書士会総合相談センター(四谷)

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3

相談予約ダイヤル

平日午前9時～正午、午後1時～5時 ※祝祭日を除く

03-3353-9205

相談日時

月・水・金……………午後4時～7時
火・木……………午後5時～8時
土……………午後1時～4時

電話による法律相談

司法書士ホットライン

月・火・水・木・金 午前10時～午後4時

03-3353-2700

月・火・金 午後5時～8時

042-540-0663

当番司法書士相談

クレジット・サラ金業者から訴えられた方
のための相談

多重債務相談

借金返済についての悩み、自己破産、
ヤミ金融被害など

成年後見相談

高齢者・障がい者の支援、相続、遺言など

訴訟に関する相談

敷金返還、悪質商法への対処、借地
借家問題、少額訴訟、家事事件など

不動産登記相談

土地建物の売買・相続・贈与による移
転、抵当権・賃借権の設定・抹消など

会社法務相談

商業登記、事業承継・企業再編など



東京 総合相談センター

検索

詳しくは、こちらのホームページをご覧ください。 <http://www.shihoshoshi-soudancenter.jp/>



東京司法書士会調停センター“すてつき”では

話し合いによる紛争解決のお手伝いをします。

友人とお金の貸し借りや、ご近所との騒音問題など、日常生活に起こる、ちょっとした「トラブル」。「いきなり裁判ざたには、したくないし…、かといって、このままにもしておけない…」、「泣き寝入りもイヤだし…」そんな時には、私たち調停センター“すてつき”をご利用ください。話し合いを通じて、お互いが納得できる形での紛争解決へのお手伝いを司法書士がいたします。お気軽に当センターまでお問い合わせください。

TEL: 03-3353-8844

平日午前9時～正午、午後1時～5時(祝祭日を除く)
(但し、調停は土曜、日曜、祝祭日を含む午前9時から午後8時まで可能)

法的トラブルで
悩んでいませんか?